

その他の金属製品製造業における手工具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	16~17	当社工場内に於いて、アングルを切断する作業をしているときに、鋼材を万力で締めていた時に誤って鋼材と万力の板との間に左手親指が挟まり負傷した。	34~9	1
3	16~17	ハンドルを使って鉄筋の曲げをしていたとき、鉄筋からハンドルが外れ、ハンドルが肋骨辺りに当たり負傷した。	74~9	1
4	14~15	当社第2工場作業場に於いて被災時開先機（加工機）の刃を交換する為専用レンチでボルトを緩める際勢い余って横の刃に右手小指の付け根を強打し受傷した。骨折しているとは思わず様子を見ていたが、痛みが引かなかった。	29~29	10
6	13~14	インナードラムの製作作業中、レバブロックを使用し組立作業を行っていたところ、レバブロックが外れ、顔面（左下口の辺り）に当たり、負傷した。	69~49	30
7	13~14	カッターでホースを切断しようとしたところ誤って膝を負傷した。	32~9	1
7	8~9	被災者は社内でスタンプハンマーを操作し、素材を掴む道具「はし」を使用して型打作業を行っていた。「はし」を開閉しやすくするために、人差指を「はし」の柄に軽く引っ掛けて持ち、作業をしていたが、指が滑って、2本の柄の間に入ってしまった。そのタイミングで素材と一緒に、誤って「はし」の先端を同時に金型で打撃してしまい、指を挟んで負傷した。	40~49	30

9	16～ 17	自社工場において、厘木の上に置かれたH形鋼にへこみを見つけたので、そのへこみを修正しようと右手に持っていたスパナで、そのへこみを引っぱり上げようとしたところ、スパナがそのへこみから外れ、その外れた勢いで右手に持っていたスパナが右目に直撃した。	24	10 ～ 29
10	11～ 12	当車工場内において木箱の組み立てをしている際の事故。木材加工に使用するためのハンマーを右手に持ち、左手で木箱の接面を移動しないように支えながら、釘を打ち付けている時に、誤って左手薬指を打ち付け、第1関節部先を複雑骨折した。	39	10 ～ 29
10	10～ 11	会社工場内において、円柱型タンク（直径1,010mm 高さ1,000mm重さ約40kg）のフランジに製造番号を刻印するため、刻印パンチ（縦12mm横12mm長さ78mm）を鉄ハンマーを叩いていた処、左手に持っていた刻印パンチがずれ、誤って鉄ハンマーで左手母指末節部を叩いて負傷した。	21	1 ～ 9
12	9～10	工場内において、ステンレスの曲げ作業をしている際、誤って右手第2指の先端部をハンマーで叩いてしまい、受傷したものである。	21	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html